

サイバーセキュリティ協議会プライバシーポリシー

平成 31 年 4 月 1 日 策定

令和 4 年 4 月 1 日 改正

令和 7 年 7 月 1 日 改正

内閣官房国家サイバー統括室は、サイバーセキュリティ協議会（以下単に「協議会」という。）の庶務を処理するにあたって、以下のとおりプライバシーポリシー（以下「本ポリシー」という。）を定めます。

1. 基本的な考え方

国家サイバー統括室は、協議会の適切かつ円滑な運営に必要な範囲で、協議会への入会希望者及び構成員に関する個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）第 2 条第 1 項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）を取得いたします。

国家サイバー統括室は、行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律その他関係法令に加え本ポリシーを遵守し、取得した個人情報について、利用目的の範囲内で適切に取り扱います。

2. 取得する情報の範囲

国家サイバー統括室は、協議会への入会希望者又は協議会の構成員から、入会希望者又は構成員に関する情報、協議会システムの利用者に関する情報及び協議会事務従事者に関する情報を取得します。

上記に基づいて取得した個人情報については、協議会の庶務を処理するために利用いたします。

3. 利用及び提供の制限

国家サイバー統括室は、以下に掲げる場合を除き、取得した個人情報を 2 の利用目的以外の目的のために自ら利用し、又は第三者に提供いたしません。

なお、国家サイバー統括室は、取得した個人情報について、特定の個人を識別できないよう統計的に処理した上で利用することがあります。

- （1）個人情報の保護に関する法律第 69 条第 2 項に基づき同法第 60 第 1 項に規定する保有個人情報を利用または提供する場合
- （2）協議会の連絡調整を担う者としてサイバーセキュリティ基本法施行令（平成 26 年制令第 400 号）第 5 条により事務を委託された一般社団法人 J P C E R T コーディネーションセンターに対し、同法人が協議会における連絡調整を行うために必要な個人情報を提供する場合

- (3) 一般社団法人 J P C E R T コーディネーションセンターが提供する早期警戒情報の提供サービスの登録または Analyst Note の配信を希望した場合において、同法人に対し、必要な個人情報を提供する場合

4. 安全管理措置

国家サイバー統括室は、取得した個人情報の漏えい、滅失又はき損の防止その他取得した情報の適切な管理のために必要な措置を講じます。

また、個人情報の処理に関する業務を委託する場合も、同様に適切な管理が図られるよう必要な措置を講じます。

5. 適用範囲

本ポリシーは、国家サイバー統括室の協議会における個人情報の取扱いについてのみ適用されます。

6. 本ポリシーの改訂

国家サイバー統括室は、必要に応じて、本ポリシーを改訂いたします。改訂を行った場合、インターネットその他の適切な方法を用いて公開します。

お問合せ先

サイバーセキュリティ協議会事務局（庶務担当）

内閣官房国家サイバー統括室

TEL：03-6277-7443